

■ 佐倉市民体育館・佐倉市立青少年体育館の指定管理者に 平成26年度からの指定管理者に(株)オーエンス

佐倉市民体育館の管理運営を、平成26年4月1日から5年間、平成24,25年度に引き続き、(株)オーエンスが指定管理者として担当してまいります。また、この期間中、新たに佐倉市立青少年体育館も併せて、指定管理者として管理運営にあたります。

これまで、皆さまには何かとご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

今後は一層、よりよい施設運営に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

指定管理期間:平成26年4月1日~平成31年3月31日(5年間)
平成25年12月26日付けで、佐倉市より指定管理者の指定を受けました。



佐倉市民体育館



佐倉市立青少年体育館

4月 消費税率の引き上げに伴い、利用料金が変わります

~4月1日からの消費税8%実施に伴い、市施設の利用料金が改定されます~

平成25年12月26日付けで、佐倉市より指定管理者の『4月からの利用料金』が承認されました。

『佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例』『佐倉市立青少年体育館の設置及び管理に関する条例』が改正され、4月1日から消費税増税に対応した新たな利用料金になります。指定管理者として、この条例改正により示された利用料金額を、施設の利用金額として定めてまいります。

※利用料金の詳細は事務室までお問い合わせください。又はホームページを参照してください。

ご注意!! 支払日で税率が変わります。

☆6月末までの予約分は、申請・支払日の税率が適用されます。

○3月31日までに4月以降6月末までの利用予約をされた分を...

⇒3月31日までにお支払いされる場合は、旧料金(旧税率)です。

⇒4月1日以降にお支払いされる場合は、新料金(新税率)です。

☆個人利用カードは? ☆

現在ご利用の個人利用カードは、4月以降そのまま、引き続きご利用いただけます。

有効期間:2014年3月31日

⇒2019年3月31日までとなります。

佐倉市民体育館利用者アンケート調査にご協力、ありがとうございました

平成25年10月1日から、皆さまにアンケート調査のお願いをいたしてまいりましたが、同年12月13日(金)をもちまして調査用紙の回収を終了いたしました。

○調査結果概数(速報値)

アンケート用紙配布数:1,120枚 回答数:332票 回答率:約29%

今後、調査委託会社により集計作業が進められ、平成26年3月末までには調査報告書として取り纏められる予定です。

公表につきましては、昨年(25年)の第1回調査結果と同様、ホームページで概要をご報告させていただきますとともに、館内に報告書を配架し、皆さまにご覧いただけるようにしてまいります。

ご協力、誠にありがとうございました。

